## 資金管理業務規程の変更(新旧対照表)

項目	業務規程(新)	業務規程(現行)
第3章 再資源化預託金等の預託	(再資源化預託金等の収受)	(再資源化預託金等の収受)
	第6条 資金管理センターは、次に掲げる方法により、自動車所有者か	第6条 資金管理センターは、次に掲げる方法により、自動車所有者か
	ら再資源化預託金等を収受する。	ら再資源化預託金等を収受する。
	(1)新車購入時預託(自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を	(1)新車購入時預託(自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を
	受けるとき(軽自動車にあっては最初の自動車検査証の交付を受け	受けるとき(軽自動車にあっては最初の自動車検査証の交付を受け
	るとき、検査対象外軽自動車にあっては最初の車両番号の指定を受	るとき、検査対象外軽自動車にあっては最初の車両番号の指定を受
	けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預託)	けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預託)
	① <略>	① <略>
	② 特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存	② 特定再資源化等物品の再資源化等を行う自動車製造業者等が存
	在しない自動車(並行輸入又は個人輸入された自動車等)	在しない自動車(並行輸入又は個人輸入された自動車等)
	資金管理センターは、自動車所有者等から再資源化等料金の決定	資金管理センターは、自動車所有者等から再資源化等料金の決定
	に必要な情報とともに預託申請を受けて、これをもとに再資源化支	に必要な情報とともに預託申請を受けて、これをもとに再資源化支
	援部によって設定された再資源化等料金について自動車所有者等	援部によって設定された再資源化等料金について自動車所有者等
	が <u>郵便貯金銀行、コンビニエンスストア等を利用して払い込むこと</u>	が <u>郵便局、コンビニエンスストア等を利用して払い込むことにより再</u>
	により再資源化預託金等を収受する。	資源化預託金等を収受する。
	(2)継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査	(2)継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査
	時預託(平成17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録	時預託(平成17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録
	又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関して、平成17	又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関して、平成17
	年2月1日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当	年2月1日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当
	該自動車検査証の返付前に平成17年2月1日以後における最初の	該自動車検査証の返付前に平成17年2月1日以後における最初の
	自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受	自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受
	ける自動車にあっては、当該自動車の登録又は自動車検査証の交	ける自動車にあっては、当該自動車の登録又は自動車検査証の交
	付を受けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預	付を受けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預
	託。平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)	託。平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)
	① <略>	① <略>
	② 整備事業者等経由の継続検査等に対応した収受	② 整備事業者等経由の継続検査等に対応した収受
	資金管理センターは、整備事業者等に再資源化預託金等の収受に	資金管理センターは、整備事業者等に再資源化預託金等の収受に
	必要な業務を委託する。この場合、整備事業者等は、インターネット	必要な業務を委託する。この場合、整備事業者等は、インターネット
	経由により再資源化等料金の預託申請等を行い、整備事業者等から	経由により再資源化等料金の預託申請等を行い、整備事業者等から
	の口座引落し又は <u>郵便貯金銀行</u> を利用しての払込み若しくはコンビ	の口座引落し又は <u>郵便局</u> を利用しての払込み若しくはコンビニエンス
	ニエンスストアにおける払込みにより再資源化預託金等の送金を受	ストアにおける払込みにより再資源化預託金等の送金を受ける。
	ける。	

(3)引取時預託(法73条第2項若しくは第3項の規定により、又は平成 17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の 自動車検査証の交付を受けた自動車が平成17年2月1日以後にお ける最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへ の登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けるより前に使用済 自動車として引取業者に引渡される場合に、使用済み自動車として 引取業者に引渡されるときまでに自動車所有者が行う再資源化預託 金等の預託)

資金管理センターは、引取業者に再資源化預託金等の収受に必要な業務を委託する。この場合、引取業者は、インターネット経由又はファクシミリの手段により再資源化等料金の預託申請等を行い、引取業者からの<u>郵便貯金銀行等を利用しての払込み又はコンビニエンスストアにおける払込み等により再資源化預託金等の送金を受ける。</u>

2 〈略〉

第5章 再資源化預託金等の運用等

(運用の基本方針)

- 第14条 資金管理センターは、法97条第1項に規定する以下の運用方法の範囲内において、別紙に定める運用の基本方針に基づき、再資源化預託金等を運用する。
- (1) <略>
- (2)銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への預金
- (3) <略>

別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」

- Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成
- 1. 運用対象資産の範囲
  - 使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規 定する運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑み て、運用対象資産の範囲を以下のとおりとする。
  - 以下の①~⑤の運用資産については、途中売却は原則不可と し、満期までの保有を原則とする。

(3)引取時預託(法73条第2項若しくは第3項の規定により、又は平成 17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の 自動車検査証の交付を受けた自動車が平成17年2月1日以後にお ける最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへ の登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けるより前に使用済 自動車として引取業者に引渡される場合に、使用済み自動車として 引取業者に引渡されるときまでに自動車所有者が行う再資源化預託 金等の預託)

資金管理センターは、引取業者に再資源化預託金等の収受に必要な業務を委託する。この場合、引取業者は、インターネット経由又はファクシミリの手段により再資源化等料金の預託申請等を行い、引取業者からの<u>郵便局等を利用しての払込み又はコンビニエンスストアにおける払込み等により再資源化預託金等の送金を受ける。</u>

2 <略>

(運用の基本方針)

第14条 資金管理センターは、法97条第1項に規定する以下の運用方法の範囲内において、別紙に定める運用の基本方針に基づき、再資源化預託金等を運用する。

- (1) <略>
- (2)銀行その他経済産業大臣及び環境大臣の指定する金融機関への 預金 又は郵便貯金
- (3) <略>

別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」

- Ⅱ 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成
- 1. 運用対象資産の範囲
  - 使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規 定する運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑み て、運用対象資産の範囲を以下のとおりとする。
  - 以下の①~⑤の運用資産については、途中売却は原則不可と し、満期までの保有を原則とする。

運用対象資産	条件
①国債	
②地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位 から二番目以上の格付を付与されたも のであること。
<ul><li>③特別の法律により 設立された法人の 発行する債券</li><li>④特別の法律により 銀行、農林中央金</li></ul>	・政府が保証するもの、又は指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・指定格付機関のいずれかに、最上位
庫、商工組合中央 金庫又は全国を地 区とする信用金庫 連合会の発行する 債券(いわゆる金 融債)	から二番目以上の格付を付与されたものであること。
⑤社債(⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。
⑥証券取引法第 2 条 第 1 項第 8 号に掲 げる約束手形(い わゆる約束手形C P)及び社債等の振 替に関する法律第 66 条第 1 号に掲げ る短期社債(いわ ゆるペーパーレスC P)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
⑦金融機関への預金 (大口定期預金、譲 渡性預金等を含む) 8信託会社又は信託	・銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
業務を行う銀行へ の金銭信託	

運用対象資産	条件
①国債	_
②地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。
③特別の法律により 設立された法券 発行する債券 ④特別の法律により 銀行、農組合に 庫、西又は全国を庫 を庫又は全用金庫 区とする信用で 連合会の発行る金 連合(いわゆる金 融債)	・政府が保証するもの、又は指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。
<ul><li>気社債(⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)</li></ul>	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。
⑥証券取引法第 2 条 第 1 項第 8 号に掲 げる約束手形(い わゆる約束手形C P)及び社債等の振 替に関する法律第 66 条第 1 号に掲げ る短期社債(いわ ゆるペーパーレスC P)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
⑦金融機関への預金 (大口定期預金、譲 渡性預金等を含む) <u>郵便貯金</u> ⑧信託会社又は信託 業務を行う銀行へ の金銭信託	・銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること

	2. 運用対象資産の構成 〇その他、自動車製造業者等及び情報管理センターへの再資源化預託 金等の払渡し等に必要な流動性資金の確保のため、金融機関への 預金(大口定期預金、譲渡性預金等を含む)、CPを分散して利用す る。	
第10章 外部監査及び情報公開等	(情報公開) 第32条 資金管理センターは、資金管理業務の運営の透明性を確保するため、理事長が別に定める <u>情報公開規則</u> により情報公開を行うとともに、広く社会の理解を得るよう努める。 2 <略>	